

# 一般社団法人スターライフ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人スターライフと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、高齢者及び障がい者の福祉の増進を図り、安心して楽しく生涯を過ごせることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 孤独死の予防に関する支援事業
- 2 家族に代わる日常生活支援、並びに緊急支援事業
- 3 高齢者及び障がい者の身元保証・身元引受支援事業
- 4 高齢者及び障がい者へのレクリエーションの実施
- 5 任意後見並びに法定後見に関する支援事業
- 6 高齢者及び障がい者の財産管理支援事業
- 7 高齢者及び障がい者の葬儀、納骨に至る葬送支援事業(喪主代行を含む)
- 8 高齢者向け住宅及び介護施設、有料老人ホームの企画、施工、管理及び経営に関するコンサルティング事業
- 9 前各号に附帯関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。  
<http://www.starlife-hakodate.com/>

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金の負担)

第6条 社員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項または招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上にして、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第16条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第24条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 基金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の返還)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、各理事の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告書の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の書類の他、監査報告を主たる事務所に7年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
  - 3 当法人は社員その他の者に対して、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、または公益社団法人若しくは公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に帰属するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第36条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

北海道函館市山の手二丁目44番4号  
星 博 章  
北海道函館市若松町××番×-×××号

野 呂 信 詞  
北海道函館市高松町×××番地×  
納 谷 智 大  
北海道函館市柏木町××番×号  
三 上 茂  
北海道函館市富岡町×丁目××番×号  
杉 本 昭  
北海道函館市湯川町×丁目××番×号  
島 野 潤 一  
北海道函館市山の手二丁目44番4号  
星 か お り

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第37条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	星	博	章
設立時理事	野 呂	信 詞	
設立時理事	納 谷	智 大	
設立時代表理事	星	博	章
設立時監事	三 上		茂

(法令の準拠)

第38条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は現行定款に相違ない

平成29年7月6日

一般社団法人スターライフ  
代表理事 星 博 章